平成２３年（フ）第４０号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地西裏山36番地99
債務者　大宮　勝之
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４２号
宮城県柴田郡村田町大字村田字塩内161番地２　２号棟101号、住民票上の住所山口県山口市徳地引谷578番地
債務者　菅原　薫
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１２６号
長野県松本市庄内２丁目５番16号　カーサ・クラベリートス103、前住所長野県上伊那郡宮田村6303番地２　エバーラスト303号
債務者　河上ひろみ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７０３号
京都市北区上賀茂葵之森町５番地16　アビタ上賀茂203号
債務者　竹田　大助
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１７号
京都市伏見区西朱雀町795番地
債務者　吹田久美子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７１８号
京都市左京区岩倉花園町541番地34　スタティックハイツキタ102号
債務者　前嶋　美雪
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２０号
京都市中京区壬生梛ノ宮町19番地２　カーサ・ドマニ107号
債務者　正司　次夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３７号
京都市下京区松原通新町東入中野之町182番地　サンハイツまつばら４Ｅ
債務者　宮川　繁雄
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６４号
京都市下京区東洞院通正面上る筒金町56番地正面ビル202
債務者　山村　武嗣
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７７２号
京都市伏見区竹田流池町118番地19
債務者　岩田　大介
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
兵庫県朝来市和田山町枚田1656番地１　県営住宅２棟501号
債務者　吉田亜希子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
広島県呉市吉浦東町６番８号
債務者　小田　健嗣
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４６号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原195番地８
債務者　松浦　和昭
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５号
福岡県久留米市荒木町下荒木915番地２
債務者　今泉　堅匡
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５号
沖縄県石垣市字新川107番地５　仲宗根アパート203
債務者　野底　龍生
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第２１５号
兵庫県伊丹市寺本４丁目79番地　７－103号
債務者　平田　清治
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部